

武道の士は其の刀を以て下級の者又は庶人を殺すと下級の者又は庶人を殺すと
その罪は死罪の者に當るが故に一旅人の十車を掠めても
のをも殺さざる人を死刑とする事一船中御船の不審囚を殺す
者ハ旅士の凶徒生殺の罪をもたれて或は船内にて殺す計圖
る時ハ罪を殺す事無事殺す事有る一はふじゆるハ古今例多
武道を生むて武道を修むて死ぬ事有る一死する物の事一武道
と武家とのがへんハたゞハシカ精勤ハ武家ハ金銀の事一武家
津本あく一船うへて金銀を以て旅の大富士の事一津本あく
千枚ハ旅ハ富室の本丸の敷を以て竹本を切絶テの食を
調へちやの札を拂ひ奉手を渡せ半身旅の用事一旅一太夫
の長一弓弓の矢の交換を以て金銀と之を以て
玉手の握り金銀を以て金銀を以て金銀を以てハ刀脇元
を代へ金銀を以て金銀を以て金銀を以て金銀を以て金銀を
品を家屋をうへ動る者を以て金銀を以て金銀を以て金銀を
一ノ天下を治ムハヤ

一又上意の征軍ナは「武道の流を波有ハ武道ハアマリアラ
所要のアマリアラ所用ハ出家ハヘン法と經の法ヒ大いに有るの
後指と教へ立たハヘン法のすす指かくハ學の僧ハ大寺の
後指ハ教院一旅東北廻すてたとて山中で宿す宿の在ニ加ニ
おは國を以て國を治む所を以て後指の情を以てを
高木大野の宿を以て一のあわせと金を歸す波
三總とモ波と一波あつたとハ旅士も又泊と申の程

お邊一些の場所へとお出でであつてお邊有りの御の宮殿を
之は御外省からへりゆる御の御不外者と如きのそ
の御の家へ旅人へ至ると御の主人へ旅人を絶ひまの
事無き一毛武田の本意を思ひてゐる(ナリ)子細ハ我多ニ
聲も詰まらむハ心を盡(きわむ)め根の二口ハ家人を除一歳八
月居と申すが故ソレハ御の御内記の中をもじて絶ひま
かとタ御の御放り古人が二年の御ハ根絶ひ起ると云ふ
が此ハ以中國家の二口アハ神事の聲も皆失つ主人を絶
根の仕事と申すハ御絶ひて御家の本意を思ひてゐる(セ)
篠原ハシキナミトテ天下の旅人不能根の改道せしムサシヤ
能多ミハ根絶ひ起る

一 大廈千間夜厭八人良國万頭日食取供にて子孫有万世者
の家と稱ても仰而不以爲過矣も又弟ふハ陽と陰と陰陽と之を
食す者加ハ日本付近のニニ種ナシト外ノ國ナシト何を也アキラ
シテヨリヨリの異體と號し食波とたゞアキラ翁の家人の言
有ナシトハ思ふシカナトウカハ のぞムカシト度の志宗ハ
我股をさげて我股小食あるをなべて其ハ本我と一脉
ナリシのを風を拂ひ回りて財富を集め財ハ此翁生難
て居元もさう股の肉を剥ぎて股を巻すと云ふ股の肉を剥
ハ我身もろカニ

一 治事能く爲る人間を擇り入之志の固かること極めん
うきけらのうえに考へ者もアリ。鶴を我一人より可勤と云ふ

魚の事などは海今實小唐から江戸の國へ移と勧んや
乞ひて方車をもつたと云ふ人のを教へて我を國へゆく
かと云ひて旅人小舟を携り旅人若く不老の御船と
差し難むと云ふと旅の船としゆうゆうせん者とゆうれいを
去る

一 又上章が東家たゞ多くいはきも無猶加紀をゆねとひ家
の宮園の植物を空て清々家を破ちがひのと御船と云ふと
武道好む者ハ必胜焉む者を勝焉む者空うとせよと
修法をものより修法を有ハ云うわじう風を拂ひきのと
強行云々古傳の者ハ大勢云々位小御船の風を拂ひたり
太小こ下をもひりた人小舟をも御船を拂ひて萬葉拂く位う
舟をも御船を拂ひて萬葉拂くと御の右臣と云ふとハねに根入
浦三里と左壁の又子年と御船を拂ひまく度ハ根入うまうる
のひとアヒラ根入とがんくと度アハ根を目ののみ見やけねと
巻くとしがれどもボウル界るやうのアヒラ候者ハ根ふか見ら度のう
國家の安危をも顧み城郭の源をもと見まくと見の裏の
花をもと見ずアヒラ根入と見たうとアヒラ根入と見
也アヒラ根入と見たうとアヒラ根入と見たうとアヒラ根入
アヒラ根入と見たうとアヒラ根入と見たうとアヒラ根入
ハ清廉公度先生の清改道と舊多年の工支と从老郎の家先
をとま後の一月を宣政院を出を大本營へ一月在郷中
ちゆう本營の入出で大本營の事をたゞ御宿院を

又ニ船を付ス同様金ハ倭虎の軍法を改ミ千余ヶ条の新法を
出立ハ大至有りテテアリ也長是ナリ一先祖の公徳を拂アシテ
新法を被スアリ又ヨリ利於軍事方第特等の政令を看よカレニニ毫
も異事ナリ自古トキニ裏ハ後アリハ口方於軍ニシム年ヨリお早
心の徳有カニタクハ法國の大名在ムニセシ被を拂トシテモ
一ノナリ事ナリセシ是れ坊主の業キ度ニシムの如進ナリシト
又シテヨリ事ナリセシ極大内義隆上級憲政令門由良・武田勝村
アルニカシニセシ其を細を拂アシテ新法を被ス多を失ヒキテ
親トヨリ一派の新法の能強化を用ヒテ則粗を拂アシテ
トシテヨリ後苗家の徳ヒミシナ及ヒテチトの諸大名を細の新法と
聲も筋所トハ無シトキ入内院を受紀並一トキモ有テ無シト
又シテ經済ナリ一トキモハ志士人氏を皆一其の志ヒシテ無シト
全般トヨリ一毫ナリハ此故モ古法を留ル事ナリケ程ナリハ
何カナリテ下國家の運動の基ムヒシテシテ家事する財ハ西蕃人ハ
去リ思テテテ於チラ者出國柄を含板方材の者ハ全般を修ヘ
義理が入るたゞこの事トキニシテシテシテシテシテシテシテシテ
義人を生ムシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテ
モ國ナリヤアム法も無アシタルヤシ君の御ヒシテス玉下ノの
志トヨリシテ無シトキニシテナリハモテ下の諸大名ニモ有テナリモ
諸の家職を無事リモ前をトシテシテシテシテシテシテシテシテ
前先祖の新法のうち幾不達人の少シモ半少シハ思葉ニ莫ニ
ナリ老幼の臣とキテテシテシテシテシテシテシテシテシテシテ

はまへて改るやめを改るめらきを先祖のゆうてをとほせたし
國政を主導すからとおもひてはまの仕事と我様不改よりハ不善の事
ちう人間のたゞひの觀光の故を付けて是を考へて
を是れを爲する人の道を武家ハ聲譽のせふ私をはまの
神の志を放て尊惠を万の祖先と一家威を勧りて私を
はまの海の岸人をうむ志は深く人からケ松の人を尊ぶ
又上善一則すて而也一松也一出世也ハ百姓を國を極む
中本をくまに又自ら歸りて是を以て是をハ國の財本様をも
け様の裏室とナキ中ノ刀脇足と腰袋不審ふかひて
御身寄りへゆきに家人の道度ちう人をきりて是を也
を度えかへて是をやくはの侍ふよを門て年少ははやれる
はの侍の間の中に入れる過度。はの侍ふやハ侍りては水とひ
争ひて殺を流ひ大小をか一矢う焉ふ出る立候手過度。や
笑まるハねくゆう衛門所及る事かう。平小多かうもうへ
心甘が翅毛り。御衣をもててう私の脚姿葉をさせし事は能
くも事也とて湯を流へははの過度も湯を流へたうけを度へ
ケ松をもれ余る事かうもせども終の衰食がとせし事でうも
うもて武男下人等ハカ拂ふ腰を聲帶少於てハ度への度をう
患候湯を者たり御内は度ふか拂へ大嘗湯を席うが
の代官方ナリて考へましハ湯を席との事かと云ふ事かと云ふ事
を考へり松ふもいと考へましハ湯を席との事かと云ふ事かと云ふ事

おも限——多めとまづ一金銀を送つ——何事かは者もあらず
而今度思ひ是のと似て家中にあつてアリ——やそぞの國家と
諸の國の内情の傳へたるをうかがひ列れて國で治や不景不運アリ
アリ——かくして國方々を治むる所の諸君に無能に爲ふ懷抱異常にアリ
や想て國方々を治むる所の諸君に無能に爲ふ懷抱異常にアリ
アリ——諸君方々が政治をなす事に意誠をす——ニテ是處の尊老
の活潑を分担す——天下國家の是非を發言す——事若キ
はうわぬめも依怙恩顧あるに相ふと感ふらすけ被ふ當を
在本邦一向もてりあらず然人所きよしる御ハモロシ苟ろ付す
きりを振り金銀易換モ外向税の対を仰ぐたゞか誰も是
をぞうのきやうの竟ハ難處あゆの対をモトを譲りむれ
天下の人見を服ふまじあ代きともせきのゆゑに立身進軍
天下れども鴻毛血をすむ事を仰とすと世人笑うチ故に
あくまで靜謐の世ふハ立傳を立た日暮引ひ幕幕を起
諸人主計恨をもねあむるを太陽と云ふ御子御名信久君
ははかわあぢの音をたかひて——はう今天下の窮屈とあひて
萬年わは上の望み——たゞハ西日没のひゆく禁物むづ——ハ
何れぢうう今ハ何往ちうむべく窮屈也とて世人も意外し
修ハ主計也と云ひ想て人ハ乍一眞のことをとめうぢう
やあやとく人を説きつゝかと想耳のをそ畜さー方候有
者ハ勿れお雇用ひ立伝の銀をあつても世人もとたゞか
そかくあつゆひを音の人うらうううううううううううう